明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（**環境**二五）　一

〔規　則〕

○特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（**個人情報保護委**四）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七五）　二

○航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件（**外務**四三八）

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（**同**四三九）

○モロッコ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四四〇）　三

○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**四四一）

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二二八一）　六

○肥料の登録が失効した件（**同**二二八二）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**一三二四）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一三二五、一三二六）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一三二七～一三三三）　九

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二三）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　法務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、山口同三、五、徳島同三、熊本同三、大分同三、宮崎同二）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　二九

省　令

○環境省令第二十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日

環境大臣臨時代理　国務大臣　山本　有二

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「十年間」を「十五年間」に改める。

（水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「金属鉱業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する特定事業場にあっては、二年間」を「金属鉱業に属する特定事業場にあっては、五年間」に改める。

附　則

この省令のうち、第一条の規定は平成二十八年十二月十一日から、第二条の規定は平成二十八年十二月一日から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条の三第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男